

四日市税務署からのお知らせ

確定申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください！

四日市税務署

「作成コーナー」で **検 索** クリック

e-Tax

インターネットで送信

電子証明書（個人番号カード等）及びICカードリーダライタの準備が必要です。詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

書面提出

四日市税務署

〒510-8557 四日市市西浦2丁目2番8号

ご自宅での確定申告書等の作成が困難、作成方法がご不明な方

確定申告会場は、『じばさん三重』6階です。（四日市市安島1-3-18）

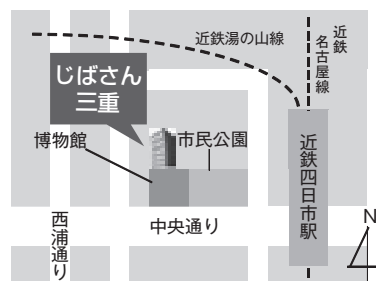
【開設期間】

2月16日（火）～3月15日（火）9：00～17：00（土・日除く。）
16時までにお越しください。

（混雑の状況により受付を早めに終了する場合があります。）

※この期間は四日市税務署内には確定申告会場を設けません。

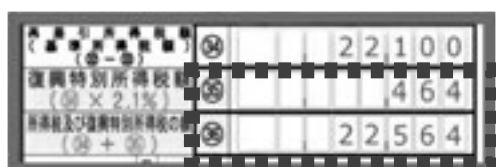
※じばさん三重へのお問い合わせは、ご遠慮ください。



☆近鉄四日市駅から徒歩5分
無料駐車場はありませんので、公共交通機関を御利用ください

復興特別所得税の記載をお忘れなく！

確定申告書
A様式



確定申告書
B様式



税理士による無料税務相談

○印開設日

日付	2月						
	10	12	15	16	17	18	19
会場	水	金	月	火	水	木	金
あさけプラザ	○	○	休館日		○	○	○

相談時間は9：30～16：00です。
（ただし12：00～13：00を除く。）
※受付（受付番号の交付）は9時から行います。

※申告書の作成には時間を要しますので、受付を早めに終了することがあります。
※会場ではe-Taxによる申告相談も行っています。
※利用者識別番号、暗証番号がお分かりの場合は、番号の分かる書類をお持ちください。

【相談の対象となる人】

- ①前年分の所得金額（青色事業専従者給与及び青色申告特別控除額の控除前または事業専従者控除額の控除前）が300万円以下の人。
- ②消費税課税事業者である場合には、基準期間（平成25年分）の課税売上高が3000万円以下で、かつ①に該当する人。

なお、譲渡所得・山林所得・贈与税の申告をされる人、また相談内容が複雑な人・申告書の作成に長時間を要する人は、税務署の確定申告会場をご利用ください。

【問い合わせ・郵送による提出先】

四日市税務署 TEL 352-3141 ※自動音声の案内に従い番号を選択してください。

※確定申告書等を郵送で提出する場合は、四日市税務署へ提出してください。

あさけプラザ



四日市市下之宮町296-1

※ 駐車場が狭いため公共交通機関をご利用ください